

(公 印 省 略)
令和2年12月16日

居宅介護支援事業者 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局 地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代
地域支援担当課長 丹田 智美

本市における「居宅サービス計画原案に対する利用者の同意」の取扱いについて

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」において、「介護支援専門員は（中略）居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。」（平成11年3月31日厚生省令第38号第13条第10号）とされています。

今般の国における押印見直しの議論等を踏まえ、本件に関して、複数の居宅介護支援事業所からご質問が寄せられていることから、本市での取扱いを下記のとおりお示します。適切にご対応いただきますようお願い致します。

なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについても同様の取扱いとします。

記

1 取扱い

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」においては、「文書により利用者の同意」を得なければならないとされているが、「同意」を得る方法（手段）については明記されていない。

よって、「同意」を得る方法については、利用者本人による押印だけでなく、自筆による署名も含まれると解す。

2 参考（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条第10号）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

【問い合わせ先】

(居宅介護支援) 介護保険課 事業者支援係 電話：093-582-2771
(介護予防支援) 地域福祉推進課 地域支援係 電話：093-582-2060